

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(金融商品に関する注記)</p> <p>第五条の三の二 財務諸表等規則第八条の六の二第一項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。</p> <p>この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同項第三号中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p> <p>(デリバティブ取引に関する注記)</p> <p>第五条の五 第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象</p>	<p>(金融商品に関する注記)</p> <p>第五条の三の二 財務諸表等規則第八条の六の二第一項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。</p> <p>この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と読み替えるものとする。</p> <p>(デリバティブ取引に関する注記)</p> <p>第五条の五 第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象</p>

物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間貸借対照表日における時価を注記することができる。

〔3〕5 略〕

(棚卸資産に関する注記)

第五条の二十二 財務諸表等規則第八条の三十三の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

物をいう。次項において同じ。)の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

〔3〕5 同上〕

〔条を加える。〕

(流動資産の区分表示)

第十三条 〔同上〕

【一〇六 略】

七 棚卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

八 〔略〕

〔2・3 略〕

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前事業年度 ( 年 月 日)	当中間会計期間 ( 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
〔略〕		
棚卸資産	×××	×××
〔略〕		
固定資産		
〔略〕		
繰延資産	×××	×××

【一〇六 同上】

七 たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

八 〔同上〕

〔2・3 同上〕

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前事業年度 ( 年 月 日)	当中間会計期間 ( 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
〔同左〕		
たな卸資産	×××	×××
〔同左〕		
固定資産		
〔同左〕		
繰延資産	×××	×××

資産合計	××××	××××
負債の部		
流動負債		
[略]		
固定負債		
[略]		
負債合計	××××	××××
純資産の部		
株主資本		
[略]		
評価・換算差額等		
[略]		
新株予約権	××××	××××
純資産合計	××××	××××
負債純資産合計	××××	××××
(記載上の注意)		
[略]		

様式第八号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 年 月 日	(自 年 月 日

資産合計	××××	××××
負債の部		
流動負債		
[同左]		
固定負債		
[同左]		
負債合計	××××	××××
純資産の部		
株主資本		
[同左]		
評価・換算差額等		
[同左]		
新株予約権	××××	××××
純資産合計	××××	××××
負債純資産合計	××××	××××
(記載上の注意)		
[同左]		

様式第八号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 年 月 日	(自 年 月 日

至 年 月 日) 至 年 月 日)		至 年 月 日) 至 年 月 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロ	—	営業活動によるキャッシュ・フロ	—
[略]		[同左]	
<u>棚卸資産</u> の増減額 (△は増加)	×××	<u>たな卸資産</u> の増減額 (△は増加)	×××
[略]		[同左]	
投資活動によるキャッシュ・フロ	—	投資活動によるキャッシュ・フロ	—
[略]		[同左]	
財務活動によるキャッシュ・フロ	—	財務活動によるキャッシュ・フロ	—
[略]		[同左]	
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	現金及び現金同等物の期首残高	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高	×××
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[1.～4. 略]		[1.～4. 同左]	

備考 表中の「」の記載は注記せぬ。

[